

2021年12月8日

## 子ども・子育て会議（第59回）意見

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会  
認定NPO法人びーのびーの  
奥山千鶴子

### 1. 子ども・子育て支援法の一部改正について

市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事業に、地域子ども・子育て支援事業を行う市町村において、関係機関相互の連携の推進に関する事業を追加することについて賛同するとともに、他機関連携の要となる利用者支援事業については国庫補助率が2/3となるなど、市町村が取り組みやすくなっており、是非積極的な取組促進を図るため、情報提供をお願いしたい。また、内閣府が新設した、利用者支援事業（基本型）を実施していない自治体に向けて補助率10/10（自治体直営は対象外）の子ども・子育て支援連携体制促進事業（新規）を積極的に活用いただき、利用者支援事業（基本型）の取組強化を図るよう、合わせて市町村に向けて広報をお願いしたい。

### 2. 一時預かり事業の今後について

資料2の保育所・保育士等の在り方に関する検討会や、資料4の社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の報告書等にも記載があるが、特に孤立しがちで支援が届きにくい子育て家庭に向けて、一時預かり事業については、子育て家庭に身近な場所においても活用できるよう抜本的な改革が必要だと考える。

とりまとめ（素案）においては、定員に余裕のある保育所において通所していない3歳未満児を週1～2回程度一時預かり事業を活用する案が挙げられているが、定員に余裕のない都市部においても大きなニーズがあることから、以下提案したい。

#### ①保護者が目的に応じて利用しやすい場所で実施

リフレッシュや短時間の預かりは、通常通っている地域子育て支援拠点、就労・介護等を目的とし比較的長時間・定期的な預かりは、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育園等で実施するなど多様な実施形態を保障すべきである。また、すでに類似的に実施しているNPO法人等の活動も参入できるよう配慮いただきたい。

#### ②子どもの養護と教育の保障としての定期的保育の保障

子どもの養護と教育の保障としての定期的保育の保障は、親の就労の有無に関わらず必要であり、子どもが他の子どもたちと関り社会性を身に付ける機会としても保障されるべきものである。例えば一日3時間の保育を月3回、年間通じての実施として10か月とすれば、年間90時間の保育保障となるが、子どもの発達や親のレスパイト、「かかりつけ相談機関」としても機能を果たせると考える。

#### ③ITC等の活用による、空き状況の確認・予約、利便性の高い支払い方法等の仕組みの構築

一時預かり事業の推進にあたっては、利用者の利便性を考慮し、空き状況の確認・予約、キャッシュレス決済等も含めた利用者にとって利便性の高い仕組みを構築してほしい。

以下、認定 NPO 法人びーのびーので実施している一時預かり事業及び類似事業の実施状況を参考までに記載する。

実施場所	地域子育て支援拠点 A (拠点の一日平均利用者数 約 10 組)	地域子育て支援拠点 B (拠点の一日平均利用者数 約 48 組)	認可保育所 (60 人定員)
実施類型	地域子育て支援拠点事業加算事業 (一時預かり類似事業) *2010 年より加算事業スタート	一時預かり事業 (一般型) * 2021 年 7 月より事業スタート	一時預かり事業 (一般型) * 2020 年 4 月
定員	一日 3 人	一日 3 人	一日 1 人
利用日時、時間、利用回数	月・火・水・木・金 9:30~15:30 一日 4 時間、月 8 回以内	火・水・木・金・土 9:30~17:00 一日 4 時間、月 8 回以内	月・火・水 木・金 8:30~16:30 一日 8 時間
料金	1 時間 500 円	1 時間 300 円	1 時間 300 円
月平均利用者数(延)	約 37 人 (延) * 平均利用時間 約 2.8 時間 (令和 3 年 4 月~11 月の平均)	約 109 人 (延) * 平均利用時間 約 2.8 時間 (令和 3 年 8 月~10 月の平均)	約 4 人 (延) * 約 7 時間 (令和 3 年 4 月~11 月)
年齢別利用割合	<p>■ 0歳 ■ 1歳 ■ 2歳 ■ 3歳 ■ 4歳以上</p>	<p>■ 0歳 ■ 1歳 ■ 2歳 ■ 3歳 ■ 4歳以上</p>	0 歳児 1 人 1 歳児 33 人 2 歳以上なし
利用目的			定期的な保育 ・産前保育 (祖母の就労時の預かり) ・介護 (親族の通院付き添い)

### 3. 一体的相談支援に関する市町村等のマネジメントの強化について

子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点を再編して一体的に相談支援を行うとされているが、行政機関が実施することを考えると、利用者にとってはハードルの低い相談機関を合わせて充実させる必要がある。高齢者分野等では、生活支援コーディネーターが第1層と第2層に配置されているように、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点は自治体の第1層の相談支援、地域は第2層として、利用者支援事業基本型（保護者に身近な場所での相談・地域連携機関）や「かかりつけ」の相談機関が担う等、相談支援や支援のコーディネート体制については、利用者の立場にたった体制づくりが求められる。

### 4. こども政策の推進に係る有識者会議報告書について

特に、政策の柱等推進する方向性について賛同したい。産後ケア事業の全国展開、妊娠期からの切れ目ない支援の体制整備、子どもの権利擁護、子育てしやすい社会づくり等着実に推進する必要がある。

その中で、地域人材が担い手となる事業等が多くみられるが、子育て支援員研修等を活用するなど、現在人材育成が出来ていない分野の支援強化も合わせて検討していただきたい。

例えば、①家事・育児ヘルパー ②養育支援ヘルパー ③家庭教育支援チームスタッフ  
④学齢期の居場所支援スタッフ ⑤ヤングケアラー支援スタッフ（ヘルパー）  
⑥ピアサポートファシリテーター ⑦ユースワーカー（コーディネーター）